

公益財団法人 宮城県腎臓協会 賛助会員規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人宮城県腎臓協会定款第48条の規定に基づき、賛助会員及び賛助会費に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(入会)

第2条 賛助会員となるには、公益財団法人宮城県腎臓協会（以下「協会」という。）に別紙様式による入会申込書を提出し、理事長の許可を得なければならない。

2 賛助会員の入会申込書に記入した事項に変更が生じた場合は、すみやかに書面でその旨を届け出るものとする。

(賛助会費)

第3条 賛助会員は、賛助会費を納入するものとする。

2 法人会員の賛助会費は、1口年額5万円、1口以上とする。

3 個人会員の賛助会費は、1口年額3万円、1口以上とする。

4 賛助会費は、協会の請求書に基づき、すみやかに納入するものとする。

5 賛助会員が脱会した場合は、既納の賛助会費は返還しない。

(賛助会員の便益)

第4条 賛助会員は、協会の主催する行事に参加することができるとともに、それに対して意見を述べ、または、報告を求めることができる。

(脱会)

第5条 賛助会員を脱会しようとする者は、別紙様式による脱会届を理事長に提出しなければならない。

附則

1 この規程は、平成26年4月1日より施行する。

2 この規程の施行前の財団法人宮城県腎臓協会賛助会員規程（以下「旧規程」という。）は、この規程の施行をもって廃止する。

3 旧規程による賛助会員は、この規程による賛助会員とみなす。